2025-2026年度 利用調整基準表

利用調整の手順

利用調整は、申込順や抽選ではありません。

保護者よりご提出いただいた申込書類について、「明石市保育所等の利用調整に関する要綱(令和7年10月1日改正)」に基づいて選考指数を算出し 選考指数の高い児童から施設の欠員状況を踏まえて利用の内定を決定します。(以下(1)~(3)のとおり。) ※この利用調整基準表は令和7年12月入所から令和8年11月入所までの利用調整に適用します。

(1)選考指数の算定

保護者よりご提出いただいた申込書類に基づき、保育を必要とする事由やその度合いに応じた「①基礎指数」と、申込児童やその兄弟、世帯の状況に応じた「②付加指数」を算定します。(下記算出方法参照)

①基礎指数(表 [)

- ・父母の保育を必要とする事由やその度合いに応じて決定します。
- ・父母それぞれの指数の平均値を基礎指数とします。
- ・ひとり親世帯の場合には、当該保護者の指数を基礎指数とします。
- ・父母がいない場合は、児童の保護者(祖父母など)の基礎指数により選考します。

②付加指数(表Ⅱ)※裏面参照

- ・申込児童やその兄弟、世帯の状況に応じて付加指数を算定します。
- ・基礎指数に付加指数を加点又は減点し、選考指数を決定します。

(2)内定児童の決定

・選考指数が高い児童から優先して利用の内定を決定します。申込順や抽選ではありません。

(3)選考指数が同一の場合の取扱い

・比較する対象児童の選考指数が同一の場合には、優先順位(表Ⅲ)※裏面参照 に基づき、内定児童を決定します。

<表Ⅰ-基礎指数>

以下の基礎指数については、市から教育・保育給付認定を受けている場合に適用します。

	保護者の状況 _{基硫}				
ACT TO	就労時間数/月				
類型	ä	目目	(以上) (未満)	指数	
			160 ~	22	
			144 ~ 160	21	
	雇	非常	128 ~ 144	20	
		常勤	112 ~ 128	19	
	用	勤・	96 ~ 112	18	
			80 ∼ 96	17	
			64 ~ 80	16	
			160 ∼	22	
家			144 ~ 160	21	
庭		中	128 ~ 144	20	
外		心	112 ~ 128	19	
労		者	96 ~ 112	18	
働			80 ~ 96	17	
	自		64 ~ 80	16	
	営		160 ~	20	
		144	144 ~ 160	19	
		協	128 ~ 144	18	
		力	112 ~ 128	17	
		者	96 ~ 112	16	
			80 ~ 96	15	
			64 ~ 80	14	
			160 ~	20	
		中	144 ~ 160	19	
			128 ~ 144	18	
		心	112 ~ 128	17	
家		者	96 ~ 112	16	
庭	自		80 ~ 96	15	
内			64 ~ 80	14	
労	営		160 ~ 144 ~ 160	18	
働		協	144 ~ 160 128 ~ 144	17 16	
120		力 力	112 ~ 128	15	
		者	96 ~ 112	14	
		有	80 ~ 96	13	
			64 ~ 80	12	
			160 ~	22	
			144 ~ 160	21	
		中	128 ~ 144	20	
		心	112 ~ 128	19	
農	#	者	96 ~ 112	18	
	~ 木		80 ~ 96	17	
			64 ~ 80	16	
7			160 ~	20	
	産		144 ~ 160	19	
剪	Ě	協	128 ~ 144	18	
		カ	112 ~ 128	17	
		者	96 ~ 112	16	
			80 ~ 96	15	
			64 ∼ 80	14	
内職			160 ~	18	
			144 ~ 160	17	
			128 ~ 144	16	
			112 ~ 128	15	
	,,,		96 ~ 112	14	
			80 ~ 96	13	
			64 ~ 80	12	
			就職活動	11	
			育児休業中	11	

	基礎		
類型	細目	修学時間数/月 (以上) (未満)	指数
	通	160 ∼ 144 ∼ 160	19 18
修		128 ~ 144	17
学	学	112 ~ 128	16
又	+	96 ∼ 112	15
は		80 ∼ 96	14
職		64 ∼ 80	13
業	在宅	160 ∼	17
311		144 ~ 160	16
練		128 ~ 144	15
中		112 ~ 128	14
		96 ~ 112	13
		80 ~ 96	12
		64 ~ 80	11

	保護者の状況			基礎指数
類型	細目			相拟
	入院			23
	寝たきりの状態			23
疾病	居宅内療養	精神疾	患・難病	18
		-般療養 特に安静を要する	20	
		AXAR DE	安静を要する	15
心身	重度 身1,2級 精1,2級 療 A			23
障害	中度 身3,4級 精3級 療B1			20
14-11	軽度 身5,6級 療B2			15
妊娠		産前産後休業中		20
出産	その他			17
		災害復旧		25
特例	児童の成長が著しく阻害される恐れがある場合			25
ניסופר	上記以外で保育に欠ける場合			20

保護者の状況					基礎
類型	細目		看護・介護時間数/月 (以上) (未満)		指数
		入院	120 ~ 64 ~	120	20 17
		重度 身1,2級	120 ~		20
細		精1,2級療 A	64 ∼	120	16
目の	心身 障害	中度 身3,4級	120 ~		17
状		精3級療B1	64 ∼	120	13
況		軽度	120 ~		
に		身5,6級療 B 2	64 ~ 120 ~	120	
あ る 親	知的障害	第1種	64 ~	120	16
		第2種	120 ~ 64 ~	100	17
族の	要介護	要介護4~5	120 ~	120	20
介			64 ~ 120 ~	120	16 17
護又		要介護1~3	64 ~	120	13
は		要支援 1 ~ 2	120 ~ 64 ~	120	14
看護	その他	mert of 11 on 45 cm	120 ~	120	16 17 13 14 11 20 16 17 13 20 16 17 13 14 11 20
設		寝たきりの状態	64 ~	120	17
		精神疾病・難病	120 ~ 64 ~	120	17 13
		7 - 11	120 ~	120	15
		その他	64 ~	120	12

【申請児童の選考指数の算出方法】

① 基礎指数を算出します。

 父の基礎指数
 +
 母の基礎指数

 ⇒
 2
 =

 ★基礎指数

・ひとり親の場合には、当該保護者の基礎指数を児童の基礎指数とします。

② ①により算出した基礎指数を用いて、選考指数を算出します。

★基礎指数 ± 付加指数 (表I:裏面参照) = **選考指数**

- ・選考指数が高い児童から優先して利用の内定を決定します。
- ・付加指数には、加点指数と減点指数があります。
- ・選考指数が同数で並ぶ場合には、優先順位(表Ⅲ:裏面参照)により内定児童を決定します。

<表Ⅱ-付加指数>

番号	項目	内容		
1	/D=#++ 0.11\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	父母のいずれかが存しない場合等	指数 +5	
1	保護者の状況	父母のいずれもが存しない場合等	+10	
		児童に兄弟姉妹がいる場合	+1	
		児童の兄弟姉妹が同一の施設又は事業所に既に入所している場合(認定こども園幼稚園部分(1号部分)に入園している場合を除く。)	+2	
	児童の兄弟姉妹に障害児がいる場合	+2		
2	兄弟等の状況	児童の兄弟姉妹が同時に施設又は事業所への入所を希望する場合	+1	
		児童の属する世帯が幼児若しくは乳児を3人以上扶養している場合又は児童に双子がいる場合で、その世帯に属する乳児若しくは幼児のいずれ もが施設・事業所の入所を希望する場合	+2	
		父母が自宅で児童の兄弟姉妹を保育する場合	-3	
3	親族等の状況	就労していない祖父母等の親族(満65歳以上及び病気療養中の者を除く。)と同居している場合	-1 ~ -2	
		児童が集団保育可能な程度の障害児で、施設又は事業所での集団生活が適当であると認められる場合	+1~+5	
4	児童の状況	1 か月あたり64時間以上、保育所等の一時預かりを利用している場合又は認可外保育施設、認可幼稚園(私学助成対象施設)、認可外幼稚園若 しくは企業主導型事業所内保育所を利用中の場合(申込児童の保護者が育児休業中の場合を除く。)	+3	
		施設の利用に伴い保護者が育児休業から復帰する場合	+1~+3	
		育児休業からの復帰を予定して利用申込みをしていたが、入所ができないまま保護者が勤務復帰した場合		
_	クギャッキュ	産前産後休業から育児休業を取得せずに職場復帰する場合(産前産後休業の対象児童の申込みを除く。)		
5	保護者の状況	出産等やむを得ない理由により、扶養する児童が施設又は事業所を退所している場合(退所予定を含む。)		
		就職活動中又は職業訓練中の場合(父母のいずれかが存しない場合に限る。)		
		生計維持者(父母のいずれかが存しない場合を除く。)が失業中で、就労の必要性が高い場合	+2	
6	家庭の状況	生活保護受給世帯で保護者が就職活動である場合	+2	
		転園希望(やむを得ない事情があると市長が認める場合で、利用調整の結果を問わず、現在の施設又は事業所を退所するときに限る。)	+3	
		転園希望(転園を認められなかった場合に、現在の施設又は事業所を継続するときに限る。)。ただし、転居または保護者の転職、児童の兄弟 姉妹が他の施設・事業所に入所している場合、分園から本園を希望する場合等やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでな い。	-3	
		保護者が保育料を滞納しており、かつ、納付することを誓約した日までに納付がなされていない場合又は納付することを誓約しない場合	-1 ~ −5	
		地域型保育事業の卒園児童である場合(卒園予定を含む。)	+10	
	地域型保育事業の卒園児里である場合(卒園予定を含む。) 連携施設以外		+5	
7	その他	同一年度に保護者が保育所等への入所の内定を辞退した場合(市長がやむを得ない事由があると認める場合を除く。)	-3	
,	-C 07 IB	市外に住民登録がある場合(ただし、市内に居住している場合又は市内に転入予定の場合を除く。)		
		児童の保護者が保育士従事者として市内の認定保育施設・企業主導型保育事業所に勤務している場合又は勤務することが決定している場合(利 用申込の申請区分が転園の場合を除く。)		
		児童の保護者が幼稚園教諭又は幼稚園保育スタッフとして明石市立の幼稚園に勤務している場合又は勤務することが決定している場合(利用申 込の申請区分が転園の場合を除く。)	+10 ~ +12	
		認定こども園を利用中の子ども・子育て支援法第19条第1号の規定による認定を受けた児童の保護者が就労等の事由により同一施設の利用について同条第2号の規定による認定を申し出た場合	+10	
		上記以外で特別な事情のある場合	-15 ∼ +10	

<表Ⅲ-優先順位>

選考指数が同数の場合の優先順位表

番号	比較項目	優先度	
田力	します。 いまない いまない	優	劣
1	利用調整指数が同一の場合は、基礎指数	高い	低い
2	児童の教育・保育給付認定事由が災害復旧	該当	非該当
3	児童の教育・保育給付認定事由が虐待又は D V	該当	非該当
4	児童の教育・保育給付認定事由が疾病又は障がい	該当	非該当
5	児童の教育・保育給付認定事由が就労	該当	非該当
6	児童の教育・保育給付認定事由が妊娠又は出産	該当	非該当
7	児童の教育・保育給付認定事由が介護又は看護	該当	非該当
8	児童の教育・保育給付認定事由が就学	該当	非該当
9	児童の教育・保育給付認定事由が就職活動	該当	非該当
10	地域型保育事業を行う事業所の卒園児童(卒園予定を含む。)	該当	非該当
11	児童の利用希望開始月の1日時点における児童の居住地	市内	市外
12	利用調整基準表の保護者の状況の類型が家庭外労働、家庭内労働、農林水産業又は内職(以下「就労」という。)の場合は、1か月の就 労時間(休憩時間を含む。以下同じ。)(月160時間を超える就労時間は、月160時間とみなす。)	長い	短い
13	利用調整基準表の保護者の状況の類型が就労の場合(就労時間が月160時間以上である場合を除く。)は、1か月の就労日数	多い	少ない
14	利用調整基準表の保護者の状況の類型が就労の場合(就労時間が月160時間以上である場合を除く。)は勤務地までの片道通勤時間	長い	短い
15	世帯員の中の小学生以下の児童数	多い	少ない
16	世帯員の中の小学3年生以下の児童数	多い	少ない
17	施設又は事業所の入所を希望する月から利用調整を行う月までの期間	長い	短い
18	利用希望月における児童の属する世帯の保育料決定算出根拠となる所得額	少ない	多い

備考

優先順位は、番号の順に比較項目の優先度を比べ、「優」の欄に該当するものから順に定めるものとする。